# 青森県青少年健全 育成条例の運用概況

[令和6年度]

青森県こども家庭部

#### はしがき

青森県の未来を担う青少年が夢や希望を持ちながら、心身ともにたくましく 健やかに成長することは、県民一人ひとりの願いであり、青少年が健やかに成 長できる環境づくりは、社会全体で進めていかなければなりません。

本県では、昭和55年4月に青森県青少年健全育成条例を施行して以来、青 少年を取り巻く社会情勢の変化に対応した改正を重ねながら、県民の皆様や関 係機関、関係業界等の御理解と御協力の下で、その適正な運用に努めていると ころです。

しかしながら、青少年を取り巻く社会環境は、少子化の進行や、ICTの発達による様々なコミュニケーションツールの普及などにより大きく変化するとともに、インターネットを介した犯罪被害の発生やSNSによるいじめなど、様々な問題が顕在化しています。

県としては、引き続き、社会情勢の変化に対応しながら条例の有効かつ適正な運用を図っていきますが、青少年の健全育成や社会環境の浄化は、条例による規制だけでなく、県民の皆様や関係機関、関係業界等の御理解と御協力があってこそ実現できるものです。

本冊子は、令和6年度における青森県青少年健全育成条例の運用状況を取りまとめたものですので、関係各位において、青少年健全育成運動や社会環境浄化活動の一助として御活用いただければ幸いです。

令和7年4月

青森県こども家庭部県民活躍推進課

# 目 次

1	条例	の制	定	, ;	趣	日	及`	Сί	改	正	の;	経	過		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	推進	体制	[] ·		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	青少	年傾	全	育	成	審言	議	会(	の	運	営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4	社会	環境	色浄	化	活	動(	のこ	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
5	条例	違反	この	検	挙	伏着	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
6	少年	補導	すセ	ン	タ、	<u> </u>	の	設	置	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
資料	1	書籍	手及	び	映ī	画(	の	推	奨	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
資料	2	図書	<b></b> 類	等。	収;	納	自!	動	販	売	機	の	状	沥	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
資料	3	書籍	Ē •	D	V	D <sup>4</sup>	等	•	コ	ン	ピ	ユ		タ	·	- ン	ノフ	7 }	、則	支壳	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	Ī O	) 惶	常業	纟丬	尺汐	2	•	•	•	16
資料	4	個室	至力	ラ	才	ケ	営	業	店	の	営	業	状	沥	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
(参	考)																														
青森	県青	少年	建健	全	育	成	条,	例		•	•		•	•		•	•						•				•		•	•	20

### 1 条例の制定、趣旨及び改正の経過

#### (1) 条例の制定及び趣旨

青森県青少年健全育成条例(以下「条例」という。)は、明日の青森県を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、昭和54年12月24日に公布、昭和55年4月1日に施行された。本条例の趣旨は、県民総ぐるみの運動を基調とした青少年の健全育成の推進と関係業界の良識ある判断と自粛によって、その目的を達成しようとするものであり、県ではこの趣旨に基づき、青少年の健全育成に関する施策の充実と有害環境の浄化の推進に努めてきた。

#### (2) 改正の経過

- ア 本条例は、昭和59年12月の風俗営業等取締法の改正に伴う一部改正を行い、昭和60年2月に施行された。
- イ 有害図書類の増加など青少年を取り巻く社会環境の変化に対応して、有害環境から青少年を守り、その健全な育成を図る観点から、平成4年3月に改正がなされ、平成4年5月に施行された。この改正により、有害図書類の緊急指定や指定図書類の撤去命令及び立入調査に関する規定を新設するなどの措置が講じられ、有害図書類に対する県民の認識も深まり、関係業者の自粛、自主規制が促進された。
- ウ さらに、テレホンクラブ等の営業や有害なコンピューターソフトの出現など、青少年を 取り巻く社会環境が多様化し、これらの有害環境から青少年を守るため、平成8年10月 に改正がなされ、平成9年1月に施行された。この改正により、有害図書類等の包括指 定、テレホンクラブ等営業の届出制や営業禁止区域の設定などの措置が講じられることと なった。
- エ 無店舗型性風俗特殊営業(アダルトビデオ通信販売、インターネットによるアダルト画像送信など)に対する規制などを目的とした風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、平成10年12月、青少年立入禁止場所や青少年に対する広告の規制に関する条項整理を内容として条例改正が行われた。
- オ 平成11年5月の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法 律の改正に伴い、平成11年10月に改正がなされ、テレホンクラブ等営業に係る営業停止等 の命令の要件に同法違反が追加された。
- カ 平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴う地方自治法の改正を受けて、市町村の責務 を削除するなど、所要の条項整理に係る改正を行った。
- キ 平成13年6月の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、これまで条例で規制されていたテレホンクラブ営業、ツーショット・伝言ダイヤル営業が「店舗型電話異性紹介営業」及び「無店舗型電話異性紹介営業」と定義され、これらの営業は「性を売り物とする営業」として同法で規制されることとなり、条例で規制されていたテレホンクラブ等営業の届出、営業の禁止区域等、同法で規制される条項の削除等を内容として条例が改正された。

- ク 深夜営業の拡大による青少年の深夜外出の増加に伴う第三者による深夜連れ出しの被害の発生、書籍やゲームソフト等の中古利用の一般化による不健全遊興を目的とした換金事案の増加、インターネットを介して青少年が当事者となる事件やトラブルの発生を踏まえ、平成18年10月に条例が改正され、平成19年4月に施行された。この改正により、個室カラオケ営業所への深夜立入規制(努力義務規定から罰則規定へ)、古物の買受け等に関する規制(罰則規定の新設)、第三者による深夜の青少年の連れ出し等規制(努力義務規定から罰則規定へ)、インターネット上の有害情報からの青少年の保護(努力義務規定の新設)の措置が講じられることとなった。
- ケ 全国的に青少年が刃物を使用した重大事件が発生するなど、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化しているため、平成20年10月に条例が改正され、平成21年4月に施行された。この改正により、刃物その他の人に危害を加える器具として使用できる物を「危険器具」と定義し、危険器具でその形状、構造又は機能が著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを知事が指定できることとした。併せて、指定危険器具についての販売等の規制(罰則規定の新設)、指定危険器具以外の危険器具で、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものについて販売等の自主規制(努力義務規定の新設)の措置が講じられることとなった。
- コ 平成27年11月の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う所要の 条項整理を行うため、平成28年3月に条例が改正され、平成28年6月に施行された。

### 2 推 進 体 制

条例第8条の規定を受けて、県では、次のとおり推進体制を整備し、関係機関挙げての青少年の健全育成を図っている。

#### (1) 行政組織体制

条例が施行された昭和55年4月、青少年及び女性行政を所管する青少年婦人室を知事部局 企画部に設置し、昭和56年4月に同室を生活福祉部に移管した。

また、青少年行政の効果的な推進を図るため、青少年行政の連絡調整及び関係機関相互の情報交換を目的として、昭和56年2月、知事部局、県教育委員会、県警察本部の関係31課・室(現在は31課)で構成する青森県青少年行政連絡会議を設置した。

平成5年4月、青少年婦人室を青少年女性課に改称し、平成8年4月には、青少年課と女性政策課に分離した後、平成9年4月の生活福祉部と環境保健部の再編により、青少年課を環境生活部に移管した。

平成14年4月、青少年課と男女共同参画課を統合し、青少年・男女共同参画課に改称した。 令和6年4月、組織再編により新設されたこども家庭部に青少年・男女共同参画課及び総 務学事課学事振興グループの業務を所管する県民活躍推進課を設置、移管した。

#### (2) 青少年健全育成推進員の配置

ア 青少年健全育成県民運動の推進を図るため、青少年健全育成推進員(以下「推進員」という。)を各市町村に配置している(定員473人)。

推進員は、青少年の健全な育成を図るための地域活動の推進、指導者の養成、青少年問題に係る相談等の活動を積極的に行っている。

令和7年3月末日現在の推進員の配置状況(定員)は次のとおりである。

(単位:人)

市町村名	人員	市町村名	人員	市町村名	人員	市町村名	人員
青森市	67	黒石市	16	三沢市	16	平川市	12
弘前市	49	五所川原市	21	むつ市	27	町村	各3~11
八戸市	55	十和田市	18	つがる市	20	合計	473

#### イ 推進員に対する研修会を次のとおり開催した。

開催年月日	地区名	場所
令和6年7月2日(火)	上十三	十和田市生涯学習センター 生涯学習ホール
令和6年7月3日(水)	西北	五所川原中央公民館第1会議室
令和6年7月4日(木)	下 北	下北文化会館大集会室
令和6年7月5日(金)	三八	デーリー東北新聞社1階 デーリー東北ホール
令和6年7月8日(月)	中南	弘前市民会館大会議室
令和6年7月9日(火)	東青	県庁南棟2階222会議室

#### (3) 立入調査員の配置

条例第28条の2第1項の規定に基づき、関係業者の条例の遵守状況について調査と指導を 行うために、立入調査員8人(県民活躍推進課)を配置し、定期調査、社会環境浄化一斉調 査を実施している。

令和6年度の社会環境浄化一斉調査の結果は、8ページから記載のとおりとなっている。

# 3 青少年健全育成審議会の運営

#### (1)設置及び組織

昭和55年4月、青森県附属機関に関する条例に基づき、青森県青少年健全育成審議会を、 知事の附属機関として設置した。

平成18年4月、青少年問題協議会(委員24人)と青少年健全育成審議会(委員20人)を統合し、新たに青森県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を設置した。また、条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、図書類等部会を置いて審議会を運営することとした。

平成26年8月、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に 関する事項を調査審議するため、新たにいじめ調査部会を設置した。

審議会では、青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議のほか、図書類等部会では、 条例に基づく有害図書類の指定、優良書籍等の推奨、青少年育成関係者等の表彰について知 事の諮問を受け、調査審議及び答申を行っている。

また、いじめ調査部会では、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定 による調査に関する事項について必要に応じて調査審議している。

令和7年3月末現在の審議会の組織構成、人員等は次表のとおりである。

(単位:人)

	任期	2年						
	委員数(規定)	24人以内	うち図書類等部会 (12人以内)	うちいじめ調査部会 (9人以内)				
	委員数	委員数 21						
	関係業者を代表する者	3	3	О				
構	青少年の育成に携わる関係団体を代表する者	7	6	1				
成	学識経験を有する者(臨時委員含む)	10	2	6				
	公募	1	1	0				

#### (2) 審議会の開催状況

第1回審議会

開催年月日 令和6年10月10日(木)

開催場所 アピオあおもり2階 大研修室1

事 議

- 会長及び副会長の選任
  - ・図書類等部会委員及びいじめ再調査部会委員の指名
  - ・青森県青少年健全育成条例の運用概況について
  - ・第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画について
  - ・令和6年度主要事業について
  - ・意見交換―青少年を取り巻く有害環境 (SNS等に起因した青少年の性 被害等)の現状について一

#### 第2回審議会

開催年月日 令和6年12月(書面開催)

議

- ・青森県附属機関に関する条例第30条の規定に基づき、本審議会内に青少 年性的被害対策検討臨時部会(仮称)を設置することについて
- ・上記で設置することとなった場合の当該部会委員の選定について、既定 の条文等が存在しないことから、本審議会の他の部会(図書類等部会及 びいじめ調査部会)の根拠条文である同条例第12条第2項を準用し、会 長が指名することについて
- 第1回臨時部会(青少年性的被害対策検討臨時部会)

開催年月日 令和7年2月18日(火)

開催場所 青森県庁西棟5階 580会議室

議

- 事 ・部会長の選任及び職務代理者の指名
  - ・青少年性的被害対策について

#### (3) 図書類等部会の開催状況

令和6年度における図書類等部会の開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	審議事項	答申状況	
令和6年7月29日(月)	・有害図書類の指定について	・指定を要する図書	4 ∰
节和10年7月29日(月)	・書籍の推奨について	・推奨する書籍	1 ∰
令和6年10月10日(木)	・条例に基づく表彰受賞者について	・表彰が適当である個人	10名
节和6年10月10日(水)	・有害図書類の指定について	・指定を要する図書	2 ∰
令和6年12月16日(月)	・有害図書類の指定について	・指定を要する図書	3 ∰
令和7年2月17日(月)	・有害図書類の指定について	・指定を要する図書	4 ∰

#### (4) いじめ調査部会の開催状況

令和6年度の開催実績なし。

#### (5) 条例第12条に基づく有害図書類の指定状況

青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類について、審議会の答申を受け、令和 6年度は13点を指定した。

過去3年間の個別指定の数は次表のとおりである。

(単位:点)

区分 年度	雑誌	コミック	図書	DVD	指定総数
令和4	5	8	0	0	13
5	11	7	0	0	18
6	4	9	0	0	13

なお、個別指定のほかに、総ページの3分の1以上が有害であること等から、審議会の意見を聴くことなく青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類として指定したとみなされるもの(いわゆる「包括指定」)は、令和6年度は71点であった。

過去3年間の包括指定の数は次表のとおりである。

(単位:点)

区分 年度	雑誌	コミック	図書	DVD	指定総数
令和4	57	3	0	15	75
5	47	5	0	16	68
6	44	13	0	14	71

#### (6) 条例第26条に基づく表彰状況

青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められる個人若しくは団体又は他の模範となる活動を行った青少年若しくはその団体を知事が表彰している。

令和6年度は、個人10名を表彰し、令和6年12月18日(水)に表彰式を行った。表彰受賞者は次表のとおりである。

なお、昭和55年度からの受賞者総数は個人248名、団体42団体となっている。

# <個人>

受賞者	功績の概要
(敬称略) 澤谷 一男 (青森市)	平成12年から青森市教育委員会少年指導委員として長きにわたり青少年の非行防止及び健全育成活動に尽力している。平成23年からは青森市少年指導委員会副会長となり、会の運営を行うとともに、関係機関・団体との連携を図って効果的な活動を推進している。 平成18年から青森市交通安全協会に属し、平成20年からは同協会青年部部会長を務め、地域の安全に大きく貢献している。
菊地 廣美 (弘前市)	平成20年から青森県青少年健全育成推進員として、地域の青少年健全育成活動や登下校時の挨拶運動に取り組んでいる。また、県による社会環境浄化一斉活動において、積極的に調査活動を行っている。 平成元年から現在まで、民生委員・児童委員として地域の社会福祉と児童福祉の増進に多大なる寄与をしている。 平成19年から現在まで、弘前市少年相談センター少年指導委員を務め、青少年の非行防止に尽力している。
五戸 義隆 (八戸市)	平成20年に少年補導協力員を委嘱されてから現在まで、少年の非行防止及び健全育成活動に尽力している。 令和4年には、八戸地区少年警察ボランティア連絡会白銀支部長に就任し、支部員への積極的な働きかけで指導力を発揮している。会員の先頭に立ち、少年の非行・犯罪被害防止活動を大きく推進している。 八戸地区連合防犯協会理事及び湊高台防犯指導隊員としても活動しており、地域の防犯意識向上にも力を注いでいる。
岡本 静江 (三沢市)	平成20年に少年補導協力員を委嘱されてから、少年の非行防止及び健全育成活動に意欲的に取り組んでいる。 三沢地区における夏祭り会場での巡回活動、防犯指導隊と連携したキャンプ地での夜間補導、登下校時の児童・生徒の見守り活動、少年非行防止JUMPチームの活動支援、万引き防止啓発活動などに積極的に取り組んでいる。
板橋 信 (むつ市)	平成13年に少年補導委員を委嘱されてから、こども達を有害環境から守る活動に尽力している。平成21年からは少年補導協力員も兼務し、非行防止及び健全育成活動にも積極的に取り組んでいる。 むつ地区少年警察ボランティア連絡会において、監事・理事を歴任し、令和2年から事務局長として会の企画・運営に携わっている。巡回活動や広報啓発に力を入れ、ボランティアリーダーとして大きく貢献している。
二本柳 孝 (むつ市)	平成20年から青森県青少年健全育成推進員として、いじめ防止キャンペーン等の青少年健全育成事業に積極的に参加している。また、むつ市青少年健全育成推進員協議会では、長年にわたり理事を務め、家庭の教育力を高めるための講演会を開催したり、むつ市内の小学校を対象とした「ものづくり体験会」や「放課後児童健全育成事業」に積極的に参加している。平成16年より民生委員・児童委員として、子どもに関する各種相談活動に尽力している。

小鹿 秀敏 (蓬田村)	平成18年に少年補導協力員を委嘱されてから、継続して少年非行防止及び 健全育成活動に尽力している。 平成22年から2年間は青森県少年警察ボランティア連絡協議会代議員、平 成29年から5年間は外ヶ浜地区少年警察ボランティア連絡会会長と青森県少 年警察ボランティア連絡協議会理事を務め、退任以降も一般会員として後任 の育成に努めている。街頭補導活動・見守り活動に積極的で、地域の規範意 識向上に大きく貢献している。
坂本 勇一 (蓬田村)	昭和60年に蓬田村中沢子ども会育成会で活動を開始して以来、野外活動・ 奉仕活動・リーダー育成に積極的に取り組み、子ども会の発展に尽力している。 平成8年から蓬田村子ども会育成連絡協議会会長となり、平成12年から現在まで同協議会の顧問を務めている。 平成14年から現在まで、青森県青少年健全育成推進員として、地元・蓬田中学校の「ひとこえ運動」に継続して参加するなど、今もなお青少年健全育成に取り組んでいる。
黄金崎 肇 (深浦町)	平成17年に少年補導協力員に委嘱されてから、少年の非行防止及び健全育成活動に尽力している。 平成21年からは鯵ヶ沢地区少年警察ボランティア連絡会副会長に就任し、会長を補佐しながら会の運営に積極的に携わっている。登下校時の見守り活動、少年のたまり場補導、学校訪問による情報交換、非行防止教室の開催などを展開し、学校関係者や地域住民からの信頼が厚い。
新井田 祐子 (五戸町)	平成21年からガールスカウト青森県第10団に所属し、平成24年からSCA PP団委員長、平成27年からは一般社団法人ガールスカウト青森県連盟指導 者部長、平成29年からは副連盟長を歴任している。特に指導者部長として、 指導者養成講習会及び成人研修会など、数多くの事業の企画運営に携わって いる。 体験活動を通じ、こどもたちにガールスカウトの理念を伝え続けるなど、 活動の支援や指導者育成に注力している。

<団体> 受賞者 なし

#### (7) 団体の行う活動等の推奨状況

青少年の健全育成を図る上で、特に有益であると認められる活動を広く普及啓発し、その活性化を図るため、平成8年10月の条例改正により新設され、改正と同時に施行された。

これまで、平成9年度2団体、平成12年度2団体、平成13年度1団体、平成17年度1団体、 平成18年度1団体、平成22年度1団体、令和2年度1団体の活動を推奨している。

なお、令和6年度は団体の行う活動等の推奨はなかった。

#### (8) 優良書籍等の推奨状況

条例第25条の規定に基づき、青少年の健全な育成にとって特に有益であると認められる書籍等について、審議会の答申を受けて推奨している。

令和6年度は書籍1点を推奨し、昭和55年度からの累計は144点となる。 (過去10年間に推奨した書籍等の一覧は資料1参照)

#### [やくたたずのぶーなあさん]

著者 こはら たくま

発行 株式会社文芸社

価格 1,100円(税込)

対象 幼児から

#### 推奨の理由

- ・自然を愛し、科学と芸術を尊び、心身の発達に役立つもの
- ・郷土を愛し、共同互助の精神のもとに環境の浄化と福祉の発展に貢献し、 社会の担い手となることに役立つもの
- ・人間的愛情を豊かにし、道義的心情を培うことに役立つもの
- ・情操を高め、楽しみのうちに豊かな人間性を啓発することに役立つもの



「やくたたずのぶーなあさん」 書影(出版社サイトから引用)

#### (9)優良映画の推奨状況

条例第25条の規定に基づき、青少年の健全な育成にとって特に有益であると認められる映画について、審議会の答申を受けて推奨しており、昭和55年度からの累計では134本となる。なお、令和6年度は優良映画の推奨はなかった。

(過去10年間に推奨した映画の一覧は資料1参照)

#### (10) 書店等への協力要請

青少年の健全な育成を阻害するおそれがある有害図書類については、個別指定の都度、取扱店の自主判断による有害図書類の区分陳列の協力依頼を内容とした文書を県内の一般書籍販売店・コンビニエンスストア等に通知している。

# 4 社会環境浄化活動の状況

#### (1) 立入調査活動

条例第28条の2第1項の規定に基づく立入調査員が、書店、スーパー、コンビニエンスストア、ビデオレンタル等営業店、図書類等収納自動販売機等、個室カラオケ営業店、古物商等を対象に有害図書類等の販売又は貸付けの状況、条例の遵守状況について調査を行っている。

#### ア 図書類等収納自動販売機(令和7年3月末現在)

#### (ア) 設置台数等

県内設置台数は53台となっている。

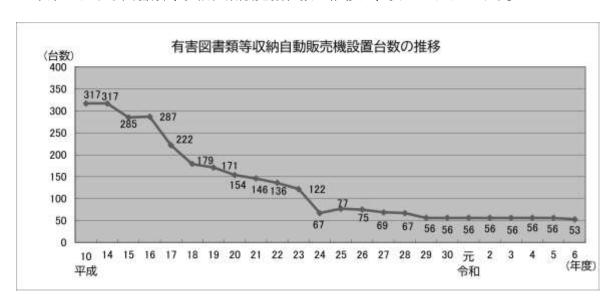
自動販売機の設置施設の形態は、店舗内設置型(1箇所)が廃止となり、現在は店舗型 (遮蔽板を使用して小屋がけしたもの)のみの14箇所となっている。

また、設置されている自動販売機のうち、遠隔監視用カメラを設置している自動販売機はない。

設置台数	市町村数	設置箇所	設 置 環 境(重複計上)
53台	9市町村	14箇所	郊 外 47台(12箇所) 住宅街 6台(2箇所) 通学路 6台(2箇所)

#### (イ) 設置台数の推移

本県における図書類等収納自動販売機台数の推移は、次のとおりである。



#### (ウ)業者別設置台数

業者	設置市町村数	設置箇所数	設置台数	主たる設置地域
東北カンパニー	4	4	14	東青・上北・下北
グローバルシステム	4	5	18	三八・上北
個人業者A	4	4	12	三八・上北
スリーエム	3	3	9	上北

#### (エ) 収納物の状況

設置されている自動販売機53台の内訳は、雑誌のみが2台、DVD・がん具混合が42台、雑誌・DVD混合が7台、収納物なしが2台となっている。

(市町村別内訳は資料2参照)

※その他の調査結果については、(2)の社会環境浄化一斉調査の結果内に統合して集計している。

#### (2) 社会環境浄化一斉調査(令和6年6月~11月実施)

立入調査の対象となる店舗等の一斉調査を行った。

調査は、青森県青少年健全育成推進員、条例に基づく立入調査員(県民活躍推進課職員)が行った。

#### ア 一般書籍販売店

調査した一般書籍販売店(書店)は85店舗で、そのうち63.5%に当たる54店舗で有害図書類等を取り扱っている。そのうち、青少年に対し、「区分陳列」「表示」「見通し」のいずれかの措置を行っている店舗は、52店舗(96.3%)となっている。(市町村別内訳は資料3参照)

(単位:店、%)

年度	調査	うち有害図書		うち配慮	の程度		配慮の事項別内訳			
十戊	店舗数	類取扱店舗数		$\bigcirc$	$\triangle$	×	区分陳列	表示	見通し	
4	98	55	31	15	5	4	49	37	43	
4	90	(56.1)	(56.4)	(27.3)	(9.1)	(7.3)	(89. 1)	(67.3)	(78.2)	
5	0.0	52	30	12	4	6	44	34	40	
υ	92	(56.5)	(57.7)	(23.1)	(7.7)	(11.5)	(84.6)	(65.4)	(76.9)	
6	05	54	29	9	14	2	38	31	50	
6	85	(63.5)	(53.7)	(16.7)	(25.9)	(3.7)	(70.4)	(57.4)	(92.6)	

「区分陳列」…… 陳列棚を別にするなど、有害図書類等と一般図書の区分をしている

「表 示」…… 18歳未満購入・閲覧禁止等の表示をしている

「見 通 し」…… 店員等の場所から有害図書類等を陳列している棚への見通しがある

(「見通し」は、店員らがレジ等から直接又は間接(防犯カメラや

防犯ミラー等を活用) に見通すことが可能な場合を含む)

上記 3 点の措置について、3 つとも講じているのが「 $\bigcirc$ 」、2 つ講じているのが「 $\bigcirc$ 1 つだけ講じているのが「 $\triangle$ 」、1 つも講じていないのが「 $\times$ 」である。

「配慮の程度」及び「配慮の事項別内訳」の()は、それぞれの配慮事項の有害 図書類等取扱店舗数に対する比率である。

なお、以下の書籍を取り扱っているスーパーマーケット・コンビニエンスストア等 、ビデオレンタル営業店、コンピューターソフト販売店についても同様である。

※同一店舗でビデオやコンピューターソフト等を取り扱っている場合は、それぞれの調査店舗数へ再計上し集計している。

#### イスーパーマーケット、コンビニエンスストア等

一般書籍販売店のほかに、従として書籍を取り扱っているスーパーマーケット、コンビニエンスストア、一般雑貨店等の店舗数は734店舗で、そのうち52.9%に当たる、388店舗で有害図書類等を取り扱っている。

そのうち、青少年に対し、「区分陳列」「表示」「見通し」のいずれかの措置を行っている店舗は、381店舗(98.2%)となっている。(市町村別内訳は資料3参照)

(単位:店、%)

年度	調査	うち有害図書		うち配原	の程度		配慮	の事項別	内訳
十戊	店舗数	類取扱店舗数		$\bigcirc$	$\triangle$	×	区分陳列	表示	見通し
4	772	380	207	91	66	16	326	216	328
4	112	(49.2)	(54.5)	(23.9)	(17.4)	(4.2)	(85.8)	(56.8)	(86.3)
-	7.00	396	197	74	100	25	287	206	346
5	768	(51.6)	(49.7)	(18.7)	(25.3)	(6.3)	(72.5)	(52.0)	(87.4)
6	794	388	141	59	181	7	204	152	366
О	734	(52.9)	(36.4)	(15.2)	(46.6)	(1.8)	(52.6)	(39.2)	(94.3)

#### ウ DVD等販売店等

DVD等の販売や貸付けを営んでいる営業店は158店舗で、そのうち36.7%に当たる58店舗で有害図書類等を取り扱っている。

そのうち、青少年に対し、「区分陳列」「表示」「見通し」のいずれかの措置を行っている店舗は、56店舗(96.6%)となっている。(市町村別内訳は資料3参照)

(単位:店、%)

年度	調査	うち有害図書		うち配慮	の程度		配慮	の事項別	内訳
十戊	店舗数	類取扱店舗数		$\circ$	$\triangle$	×	区分陳列	表示	見通し
4	170	64	46	14	2	2	59	57	52
4	178	(36.0)	(71.9)	(21.9)	(3.1)	(3.1)	(92.2)	(89. 1)	(81.3)
5	165	63	47	12	1	3	57	56	53
5	165	(38. 2)	(74.6)	(19.0)	(1.6)	(4.8)	(90.5)	(88.9)	(84. 1)
G	150	58	43	8	5	2	49	48	52
6	158	(36.7)	(74.2)	(13.8)	(8.6)	(3.4)	(84. 4)	(82.8)	(89.7)

#### エ コンピューターソフト販売店

コンピューターソフトを取り扱っている店舗は78店舗で、そのうち28.2%に当たる22店舗で有害図書類に該当する図書類を取り扱っている。

そのうち、青少年に対し、「区分陳列」「表示」「見通し」のいずれかの措置を行っている店舗は、21店舗(95.5%)となっている。(市町村別内訳は資料3参照)

(単位:店、%)

年度	調査	うち有害図書		うち配慮	の程度		配慮	の事項別	内訳
十戊	店舗数	類取扱店舗数	0	$\circ$	$\triangle$	×	区分陳列	表示	見通し
4	O.F.	30	20	5	2	3	26	25	21
4	85	(35.3)	(66.7)	(16.7)	(6.7)	(10.0)	(86. 7)	(83. 3)	(70.0)
E	00	27	18	5	1	3	23	22	20
5	82	(32.9)	(66.7)	(18.5)	(3.7)	(11. 1)	(85.2)	(81.5)	(74.1)
6	70	22	17	2	2	1	18	18	21
6	78	(28.2)	(77.3)	(9.1)	(9.1)	(4.5)	(81.8)	(81.8)	(95.5)

#### オ 古物買取店・特定がん具販売店

調査対象の店舗のうち、古物買取の許可を受けている店舗は45店舗で、そのうち84.4% に当たる38店舗ではDVDを中心とした有害図書類のレンタル・販売も行っている。

また、特定がん具類(いわゆる性的がん具類)を取り扱っている店舗は14店舗となっている。

#### カ 個室カラオケ営業店

個室カラオケ営業店、いわゆるカラオケボックスは40店舗で、青少年に対する配慮の状況をみると、全店舗において条例の規定を遵守し、深夜の立ち入りを制限している。

また、酒類を販売しているのは38店舗、たばこを販売しているのは2店舗(酒類との重複分を含む。)となっている。(市町村別内訳は資料4参照)

(単位:店)

年	店	室	建	物形式	tのF	<b>ド態</b>	酒	類に	つい	T	たは	じこに	つい	て	2 48 生山
	舗		内	訳(単	位:	室)		販	売方	法		販	売方	法	入場制
度	数	数	Α	В	С	D	提供有	対 面	自販機	監視	提供有	対面	自販機	監視	限有り
4	39	695	0	50	9	636	38	38	0	0	3	0	3	2	39
5	40	700	0	57	9	634	38	38	0	0	2	0	2	1	40
6	40	709	0	57	9	643	38	38	0	0	2	0	2	1	39

※青少年に対する入場制限の例 16歳未満18時まで、18歳未満22時まで など

#### <建物形式>

A:屋外独立型…鉄道の貨物コンテナに類似した外見で屋外に設置されている施設

B:屋内併設型…ボーリング場、ゲームセンター等他の営業施設の中に併設されている施設

C:マンションタイプ…住居用マンションや住宅を改造した施設

D:屋内独立型…独立した店舗や、建物の特定の階を専用で営業している施設

# 5 条例違反の検挙状況

条例第13条の3第1項(自動販売機への指定図書類等の収納禁止等)、条例第13条の5(危険器具の販売禁止等)、条例第22条(淫行又はわいせつ行為の禁止)及び条例第23条(場所提供の禁止)違反等の検挙状況は、次表のとおりである。

年区分	昭 57	58	59	60	61	62	63	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
検挙件数	10	22	11	21	35	43	34	32	33	18	40	35	38	88	61	57	96	55	7	14	20	21
検挙人員	15	28	11	21	16	19	23	19	14	17	27	27	31	60	49	42	57	41	5	12	15	15
年区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令 元	2	3	4	5	6	
	16 14	17 16	<b>18</b> 21	19 20	<b>20</b>	<b>21</b> 28	<b>22</b> 19	<b>23</b> 27	<b>24</b> 30	<b>25</b> 40	<b>26</b> 29	<b>27</b> 39	<b>28</b> 41	<b>29</b> 33	<b>30</b> 26		<b>2</b> 37	<b>3</b>	<b>4</b> 18	<b>5</b> 26	<b>6</b> 20	

# 6 少年補導センター等の設置状況

少年補導センターは、地域の非行防止に関わる行政機関、団体、民間有志等が参加し、非行防止活動を総合的、計画的に実践するための拠点として設置されたもので、少年補導委員等による少年非行の早期発見、早期補導のための街頭巡回活動及び少年補導活動等の諸活動を実施している。

本県には、下記のとおり5市1町に少年補導センターが設置されている。また、3市ではセンターは置かないものの少年補導委員を配置している。

補導センターの名称	設置年月日	所 長	主管部局	補導委員数
青森市教育委員会指導課 少年育成チーム	昭41. 4. 1	指導課長	教育委員会事務局指導課	131
弘前市少年相談センター	昭41. 6. 1	こども家庭課長	健康こども部こども家庭課	145
八戸市少年相談センター	昭38.10.1	教育指導課長	教育委員会教育指導課	88
黒石市青少年相談センター	昭41. 4. 1	社会教育課長	教育委員会社会教育課	28
五所川原市少年相談センター	平17. 3.28	社会教育課長	教育委員会社会教育課	28
十和田市民生部 まちづくり支援課	平19. 3.30	まちづくり支援課長	民生部まちづくり支援課	11
三沢市青少年補導センター	昭43. 8. 1	生活安全課長	市民生活部生活安全課	17
むつ市健康福祉部総合福祉課	令和6.4.1	総合福祉課長	健康福祉部総合福祉課	41
三戸町少年指導センター	昭40.12.10	教育長	教育委員会事務局	24
	計			513

(令和7年1月現在)

# 書籍及び映画の推奨状況(過去10年間)

### (1)書籍等(平成27~令和6年度)

年度	書名	著者	発行所	価格(円)	対 象
平成27	弘前城 人は石垣 人は城	知坂 元	北方新社	1, 296	小学生中学年から
(2点)	田んぼアートのキセキ	葛西 幸男	主婦と生活社	1, 296	小学生高学年から
	イサの氾濫	木村 友祐	未來社	1, 944	高校生等から
平成28	南部昔コ集第二集	柾谷 伸夫	アート&コミュニティ	1, 500	幼児から
(4点)	三本木農業高校の命の授業	青森県立三本木農業高校	光文社	1, 404	中学生から
	ききりんご紀行	谷村 志穂	集英社	1,620	小学生高学年から
平成29 (1点)	おかげさまで、注文の多い笹餅屋です	桑田 ミサオ	小学館	1, 512	小学生高学年から
平成30 (1点)	たったか たか丸くん 1	せのおえりか せのおしょうご	デザインアクト	810	小学生低学年から
令和元	かたづの!	里中満智子 中島京子(原作)	集英社	1, 600	中学生から
(2点)	右手にミミズク	蓼内 明子	フレーベル館	1, 512	小学生高学年から
令和2	魔女ラグになれた夏	蓼内 明子	PHP研究所	1, 400	小学生高学年から
(2点)	冬はあたたかい	グェン・チ・ギア	ものの芽舎	905	中学生から
	青森のトリセツ 地図で読み解く初耳秘話	昭文社編集部	昭文社	1, 800	小学生低学年から
令和3	守ろう!みんなの東北 ①自然と伝統文化編	青木 健生(原作) 藤原 ちづる(漫画)	マイクロマガジン社	1,000	中学生から
(4点)	せーんべせんべ五戸のおんこちゃん	東京ハイジ	岩崎書店	1, 300	幼児から
	青森の八戸にある小さな本屋さんの 猫がかわいいポップの本	ポプ担	小学館	1, 400	小学生低学年から
令和4	ふたりのえびす	高森 美由紀/作 太田 麻衣子/絵	フレーベル館	1, 400	小学生高学年から
(2点)	チューニング!	風祭 千	文芸社	600	中学生から
令和5 (1点)	冬のしん世界	グェン・チ・ギア	ものの芽舎	905	小学生中学年から
令和6 (1点)	やくたたずのぶーなあさん	さく こはらたくま え 池田はち	文芸社	1, 100	幼児から

# (2)映画(平成27~令和6年度)

年度	作 品 名	制 作 者	対象
平成27 (1点)	ライアの祈り	エム・ケイ・ツー	小学校高学年から
令和2 (1点)	いとみち	「いとみち」製作委員会	中学生から

<sup>※</sup>平成28, 29, 30, 令和元, 3, 4, 5, 6年度は映画の推奨実績なし

### 図書類等収納自動販売機の状況

		設		業者別	川台数		収	納	物		遠			設		業者別	川台数		収	納	物		遠
市町村名	箇所数	設置台数	東北パニー	システムル	個人業者A	スリーエム	雑誌	D V D 等	がん具	ミラー	逐隔 装置	市町村名	箇所数	設置台 数	東北パニー	システムル	個人業者A	スリーエム	雑誌	D V D 等	がん具	ミラー	<sup>医</sup> 隔 装置
青森市	1	3	3				1	3	2			板柳町											
弘前市												鶴田町											
八戸市	3	9		6	3		1	8	7			中泊町											
黒石市												北津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五所川原市												野辺地町											
十和田市	2	7	4			3	2	7	5	3		七戸町											
三沢市												六戸町											
むつ市	1	3	3				1	2	2	1		横浜町											
つがる市												東北町	2	7	4		2	1	1	6	6		
平川市												六ヶ所村	1	2			2			2	2		
市部計	7	22	10	6	3	3	5	20	16	4	0	おいらせ町	2	13		3	5	5	1	12	11		
平内町												上北郡計	5	22	4	3	9	6	2	20	19	0	0
今別町												大間町											
蓬田村												東通村											
外ヶ浜町												風間浦村											
東津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	佐井村											
鰺ヶ沢町												下北郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深浦町												三戸町	1	4		4			1	4	3	3	
西津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	五戸町											
西目屋村												田子町											
中津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	南部町	1	5		5			1	5	4	4	
藤崎町												階上町											
大鰐町												新郷村											
田舎館村												三戸郡計	2	9	0	9	0	0	2	9	7	7	0
南津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	総計	14	53	14	18	12	9	9	49	42	11	0

ミラー: 自動販売機のガラス面にマジックミラーを使い、自動販売機の内部照明消灯中は収納物が見えにくいもの

遠隔装置: 遠隔監視用カメラを設置しているもの

# 書籍・DVD等・コンピューターソフト販売店の営業状況

								書籍	簪の耳	<b>D</b> 扱り														等の取									.ータ					
	H:	Im. (.)		一般書 少年に				<b>#</b>	В		スーノ			ビニン		_	トア領	•	rt:					等販売 い年に			X	<b>#</b>	В	rt:	_		ュータ 少年に					H
	舗	扱有 店害		記慮の			区 分 陳	表	見通		扱有 店害			- M y D 状況		区分陳	表	見通	店舗	販	貸	扱有 店害		記慮の			区分陳	表	見 通	舗	扱有 店害		シーに記慮の			分陳	表	見通
	数	数取	0	0	Δ	X	列	示	し	数	数取	0	0	Δ	X	列	示	し	数	売	付	数取	0	0	Δ	X	列	示	し	数	数取	0	0	Δ	X	列	示	し
総計	85	54	29	9	14	2	38	31	50	734	388	141	59	181	7	204	152	366	158	153	37	58	43	8	5	2	49	48	52	78	22	17	2	2	1	18	18	21
青森市	16	14	3	0	10	1	3	3	13	158	129	17	7	105	0	29	17	124	34	33	6	17	12	1	4	0	13	12	17	15	9	6	2	1	0	7	7	9
弘前市	17	9	8	0	1	0	8	8	9	107	45	13	13	19	0	26	15	43	17	17	5	10	8	2	0	0	10	9	8	11	2	2	0	0	0	2	2	2
八戸市	18	14	9	3	2	0	12	10	13	128	81	50	12	14	5	65	54	69	33	32	9	9	9	0	0	0	9	9	9	19	4	4	0	0	0	4	4	4
黒石市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	20	13	0	0	13	0	0	0	13	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
五所川原市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	31	7	3	0	4	0	3	3	7	6	6	3	4	4	0	0	0	4	4	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0
十和田市	4	2	2	0	0	0	2	2	2	47	6	2	0	4	0	2	2	6	7	7	4	3	3	0	0	0	3	3	3	4	3	3	0	0	0	3	3	3
三沢市	2	1	0	0	0	1	0	0	0	24	3	0	3	0	0	3	0	3	3	3	1	2	1	0	0	1	1	1	1	3	1	0	0	0	1	0	0	0
むつ市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	37	8	5	3	0	0	8	7	6	16	16	2	3	3	0	0	0	3	3	3	7	2	2	0	0	0	2	2	2
つがる市	2	2	1	1	0	0	2	2	1	15	12	11	1	0	0	12	11	12	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
平川市	2	2	2	0	0	0	2	2	2	17	6	4	0	2	0	4	4	6	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
市部計	67	44	25	4	13	2	29	27	40	584	310	105	39	161	5	152	113	289	130	128	32	49	41	3	4	1	44	42	46	68	21	17	2	1	1	18	18	20
平内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	4	1	0	0	4	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今別町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
蓬田村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	2	2	2	2	2	0	2	0	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外ヶ浜町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	1	2	2	0	2	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1
東津軽郡計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	10	6	2	2	0	6	7	10	6	6	0	4	0	2	1	1	0	2	3	2	1	0	0	1	0	0	0	1
鰺ヶ沢町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深浦町	0	0	0		0	0	0				†		0	0	1	1	1	2	0	0		0			0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
西津軽郡計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3	1	0	0	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 書籍・DVD等・コンピューターソフト販売店の営業状況

								書籍	籍の耳														VD等									ンピュ				取扱状		
					書籍則							°°•					トア領						VD <sup>4</sup>				I					ンピ				販売		
	店舗	扱有 店害			こ対す り状汎		区分陳	表	見通	店舗	扱有 店害		少年に 記慮 <i>の</i>			区 分 陳	表	見 通	店舗	販	貸	扱有 店害			対す )状況		区 分 陳	表	見 通	店舗	扱有店害			こ対す D状況		区分陳	表	見通
	数	数取	0			X	陳 列	示	し	数	数取	0		$\triangle$	X	陳列	示	し	数	売	付	数取	(i)		Δ	X	陳 列	示	し	数	数取			Δ	X	陳 列	示	し
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤崎町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大鰐町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田舎館村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	1	0	0	3	2	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南津軽郡計	l			0	0		0	0	0					2	t	<b> </b>	<del> </del>		2	2		0	0	0	0	0			0			1	0	0				0
板柳町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶴田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	1	1	3	0	2	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
中泊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	2	0	0	0	2	2	2	3	2	1	2	1	1	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
北津軽郡計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	18	7	3	1	3	0	4	3	7	3	2	1	2	1	1	0	0	2	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
野辺地町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	1	1	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七戸町	3	1	0	1	0	0	1	0	1	12	6	1	1	4	0	2	1	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
六戸町	1	1	1	0	0	0	1	1	1	7	4	1	2	1	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北町	1	1	0	1	0	0	1	0	1	10	3	2	0	1	0	2	2	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六ヶ所村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	1	2	4	0	3	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
おいらせ町	2	1	0	0	1	0	0	0	1	11	3	3	0	0	0	3	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上北郡計	7	4	1	2	1	0	3	1	4	58	28	12	6	10	0	16	14	28	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0

# 書籍・DVD等・コンピューターソフト販売店の営業状況

								書籍	簪の耳	<b></b>	犬況													の取							コン	/ピュ	ータ	ソフ	トのJ	取扱状	、況	
				一般書							スーノ	%— •				スス	トア領	Ė				D		等販売							コ	ンピ				、販売	店	
	舗	扱 有 害 取		少年に 記慮の 〇			区分陳列	表示	見通し	店舗数	扱有 店害 数取	酉		ニ対す ○状況 △		区分陳列	表示	見通し	店舗数	販売	貸	扱有 店害 数取		)年に       (回   (回   (回   (回   (回   (回   (回	状況		区分陳列	表示	見通し	舖	扱有 店 数 取			ニ対す )状況 △		区分陳列	表示	見通し
大間町	1	1	1	0	0	0	1	1	1	3	3	2	1	0	0	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東通村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風間浦村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐井村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下北郡計	1	1	1	0	0	0	1	1	1	6	5	3	2	0	0	5	3	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三戸町	2	2	1	1	0	0	2	1	2	7	5	5	0	0	0	5	5	5	3	3	2	2	1	1	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五戸町	2	2	1	1	0	0	2	1	2	10	7	3	4	0	0	7	3	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田子町	1	1	0	1	0	0	1	0	1	2	1	1	0	0	0	1	1	1	2	0	2	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
階上町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	0	4	2	0	4	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新郷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三戸郡計	5	5	2	3	0	0	5	2	5	34	20	9	8	3	0	17	9	20	7	5	4	3	1	2	0	0	3	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0

「区分陳列」…… 陳列棚を別にするなど、有害図書類等と一般図書の区分をしている

「表 示」…… 18歳未満購入・閲覧禁止等の表示をしている

「見 通 し」…… 店員等の場所から有害図書類等を陳列している棚への見通しがある

(「見通し」は、店員らがレジ等から直接又は間接(防犯カメラや防犯ミラー等を活用)に見通す

ことが可能な場合を含む)

上記3点の措置について、3つとも講じているのが「◎」、2つ講じているのが「○」、1つだけ講じているのが 「△」、1つも講じていないのが「×」である。

「配慮の程度」及び「配慮の事項別内訳」の()は、それぞれの配慮事項の有害図書類等取扱店舗数に対する 比率である。

なお、以下の書籍を取り扱っているスーパーマーケット・コンビニエンスストア等、ビデオレンタル営業店、コン ピュータソフト販売店についても同様である。

	店		音	『屋数	文		酒類の提供状況					たばこの提供状況						入場			店	部屋数					酒	類の	の提供状況			たばこの提供状況					入場	制限
市町村名	舗			酒類			艺方法	Ė.	たばこ		販	販売方法		制限		限掲	市町村名	舗						酒類		販	売方	法	たば	_	販売力		去	制限	掲			
	数		部屋の設置形態内訳			提		対	自馬	监	提		対	自販	監			示 有		数	部屋の設置形態内訳				提供		対		監	提供		対	自販	監		示 有		
			Α	В	С	D	有	無	面	販機	見	有	無	面	版機	視	有無	無	[]				Α	В	B C D		有	無	面	機	視	有	無	面	販機	視っ	有無	
青森市	12	211	0	7	0	204	11	1	11	0	0	0	12	0	0	0	12	0	12	板柳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
弘前市	7	141	0	30	9	102	7	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7	0	6	鶴田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
八戸市	9	200	0	18	0	182	9	0	9	0	0	1	8	0	1	1	9	0	9	中泊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
黒石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	北津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
五所川原市	1	26	0	0	0	26	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	野辺地町	1	4	0	0	0	4	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1 0	1
十和田市	2	25	0	0	0	25	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	1	七戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
三沢市	3	43	0	0	0	43	3	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	2	六戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
むつ市	2	53	0	0	0	53	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2	横浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
つがる市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	東北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
平川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	六ヶ所村	1	2	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0 1	0
市部計	36	699	0	55	9	635	35	1	35	0	0	1	35	0	1	1	36	0	33	おいらせ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
平内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	上北郡計	2	6	0	2	0	4	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1 1	1
今別町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	大間町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
蓬田村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	東通村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
外ヶ浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	風間浦村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
東津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	佐井村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
鯵ヶ沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	下北郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
深浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	三戸町	1	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1 0	1
西津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	五戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	田子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
中津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	南部町	1	2	0	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1 0	1
藤崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	階上町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
大鰐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新郷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0
田舎館村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	三戸郡計	2	4	0	0	0	4	1	1	1	0	0	1	1	0	1	0	2 0	2
南津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	総計	40	709	0	57	9	643	38	2	38	0	0	2	38	0	2	1 :	39 1	. 36

A:屋外独立型~屋外に設置されている施設 (鉄道貨物コンテナ類似) 設置形態

D:屋内独立型~独立した店舗や、建物の特定の階を専用で営業している施設

B:屋内併設型~他の営業施設の中に併設されている施設

C:マンションタイプ~住居用マンションや住宅を改造した施設

19

#### 青森県青少年健全育成条例

昭和54年12月24日青森県条例第34号

改正 昭和59年12月22日条例第49号

改正 平成4年3月25日条例第19号

改正 平成8年10月16日条例第39号

改正 平成 10 年 12 月 24 日条例第 60 号

改正 平成11年10月18日条例第48号

改正 平成 11 年 12 月 24 日条例第 59 号

改正 平成14年3月27日条例第48号

改正 平成 18 年 10 月 16 日条例第 85 号

改正 平成 20 年 10 月 17 日条例第 59 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日条例第 25 号

#### 目 次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 施策 (第6条—第10条)

第3章 社会環境の浄化(第11条-第21条の2)

第4章 行為の規制等(第22条—第24条)

第6章 雑則 (第28条—第29条)

第7章 罰則 (第30条--- 第33条)

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の責務を明らかにし、青少年の健全な育成に関する施策の大綱を定めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の健全な育成を阻害する行為の規制等について必要な事項を定めることにより、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(平 11 条例 59·一部改正)

(適用上の注意)

第2条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用すべきであつて、いやしくも、これを濫用し、自由と権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

(県の責務)

第3条 県は、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第4条 削除 (平11条例59)

(県民の青務)

- 第5条 県民は、青少年の健全な育成を助長する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境から青少年を保護するように努めなければならない。
- 2 保護者(親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。以下同じ。) は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、あたたかい環境の中で 青少年を監護教育するように努めなければならない。
- 3 家庭を構成する者は、互いに協力し、健全な家庭づくりを進めることによつて、青少年を健全 に育成するように努めなければならない。
- 4 学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、その職務又は活動を通じて、互いに協力し、青少年を健全に育成するように努めなければならない。
- 5 近隣住民は、互いに協力し、青少年を健全に育成するように努めなければならない。

#### 第2章 施策

(施策の基本)

第6条 青少年の健全な育成を図るための県の施策の策定及びその実施は、県民の自主的な活動を 援助し、促進することを基本として、積極的かつ効果的になされなければならない。

(重点施策)

- 第7条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項を内容とする施策を重点的に推進 するものとする。
- (1) 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- (2) 青少年の健全な育成に関する活動の指導者の養成
- (3) 青少年の健全な育成を図るための施設の整備及びその利用の促進
- (4) 青少年を取り巻く社会環境の浄化活動及び青少年非行防止活動の促進
- (5) 健全な家庭づくりの促進

(推進体制の整備)

第8条 知事は、青少年の健全な育成を図るための施策の推進体制の整備に努めなければならない。

(援助)

第9条 県は、青少年の健全な育成を図るため必要があるときは、市町村、青少年を健全に育成することを目的とする団体、青少年を取り巻く社会環境の浄化のため営業に関して自主規制に努める者の団体等に対し、助成その他の援助の措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態 を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければ ならない。 第3章 社会環境の浄化

(定義)

- 第11条 この章以下(第5章を除く。)において「青少年」とは、18歳未満の者(婚姻した者を 除く。)をいう
- 2 この章並びに第28条の2第1項及び第2項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 図書類 書籍その他の出版物、文書、絵画、写真、映写用フィルム及び映像又は音声が記録 されているテープ、音盤、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他 の物品で機器を使用して当該映像又は音声を再生するもの
- (2) 特定がん具類 性に関するがん具及びこれに類する物品(図書類を除く。)
- (3) 危険器具 刃物その他の人に危害を加える器具として使用することができる物
- (4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物
- (5) 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの、公衆に頒布されるちらし並びにこれらに類するもの
- (6) 利用カード類 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業(以下「店舗型電話異性紹介営業」という。)又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業(以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。)に関して提供される役務に応ずる対価を得る目的で発行される文書その他の物品
- 3 この章において「青少年立入禁止場所」とは、法第2条第1項に規定する風俗営業(以下「風俗営業」という。)、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業(以下「店舗型性風俗特殊営業」という。)及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業所(同条第1項第5号の営業に係る営業所を除く。)並びに法第31条の2第1項第7号に規定する受付所をいう。

(平4条例19・平8条例39・平10条例60・平14条例48・平18条例85・平20条例59・平28条例25・一部改正)

(指定)

- 第12条 知事は、図書類、興行及び広告物でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを指 定することができる。
- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- 2 知事は、特定がん具類でその形状、構造又は機能が前項第1号に該当するもの及び危険器具で その形状、構造又は機能が同項第2号に該当するものを指定することができる。
- 3 前2項の指定は、告示で行わなければならない。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、青森県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。
- 5 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで第1項又は第2項の規定による

指定をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

- 6 前3項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の取消しについて準用する。
- 7 何人も、知事に対し、図書類、興行、広告物、特定がん具類又は危険器具について、第1項又は第2項の規定による指定又はその取消しをするよう申し出ることができる。

(平4条例19・平8条例39・平20条例59・一部改正)

(図書類)

- 第13条 次に掲げる図書類は、前条第1項の規定により指定された図書類とみなす。
- (1) 書籍その他の出版物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は 性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲 載するページ(表紙を含む。以下同じ。)が総ページの3分の1以上を占めるもの
- (2) 映像又は音声が記録されているテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声を再生するものであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものが総場面の3分の1以上を占め、又はその描写の時間が合わせて3分を超えるもの
- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第1項の規定により指定された図書類又は前項の規定により指定された図書類とみなされる図書類(以下「指定図書類等」という。)を青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させてはならない。
- 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によって入手させないように努めなければならない。
- (1) 青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると 認められるもの
- 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等を陳列するときは、他の図書類と区分して屋内の容易に見通すことができる一定の場所に置くとともに、客の見やすい場所に青少年の購入又は借受けを禁止する旨の掲示をするように努めなければならない。
- 5 待合室、集会所その他の施設を管理する者は、当該施設において指定図書類等以外の図書類で その内容が第3項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないよう に努めなければならない。

(平4条例19·平8条例39·一部改正)

(特定がん具類)

- 第13条の2 次に掲げる特定がん具類は、第12条第2項の規定により指定された特定がん具類と みなす。
- (1) 下着の形状をしたがん具
- (2) 使用済みの下着(使用済みと誤認されるものを含む。)
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 2 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、第12条第2項の規定により指定された特定

がん具類又は前項の規定により指定された特定がん具類とみなされる特定がん具類(以下「指定特定がん具類等」という。)を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。

- 3 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定特定がん具類等以外の特定がん具類でその形状、構造又は機能が前条第3項第1号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。
- 4 主として特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、客の見やすい場所に青少年の立入りを禁止する旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(平8条例39・追加)

(自動販売機等への指定図書類等の収納禁止等)

- 第13条の3 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等又は指定特定がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。
- 2 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定がん具類について第12条第1項又は第2項の規定による指定があつたときは、当該指定のあった図書類又は特定がん具類を直ちに撤去しなければならない。
- 3 知事は、指定図書類等又は指定特定がん具類等が自動販売機等に収納されているときは、当該 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者に対し、当該指定図 書類等又は指定特定がん具類等の撤去を命ずることができる。
- 4 前3項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が指定図書類等又は指定特定がん具類等を入手できないように管理されている自動販売機等については、適用しない。
- 5 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等 以外の図書類でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するもの又は指定特定がん具類 等以外の特定がん具類でその形状、構造若しくは機能が同項第1号に該当するものを自動販売機 等に収納しないように努めなければならない。

(平8条例39・追加)

(自動販売機等による図書類等の販売等の届出)

- 第13条の4 図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものは、自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機等を管理する者の氏名及び住所
- (3) 自動販売機等の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 自動販売機等の型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始する年月日
- (6) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち規則で定める事項に変更があったときは、その日から 20 日以内に、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売又は貸付けを廃止したときは、その 日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、第1項第1号から第3号までに掲げる事項を 当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。

(平8条例39·追加)

(危険器具)

- 第13条の5 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、第12条第2項の規定により指定された 危険器具(以下「指定危険器具」という。)を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換に よつて入手させてはならない。
- 2 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、指定危険器具以外の危険器具でその形状、構造又は機能が第13条第3項第2号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によって入手させないように努めなければならない。

(平 20 条例 59・追加)

(興行)

- 第14条 興行を行う者は、第12条第1項の規定により指定された興行(以下「指定興行」という。)を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。
- 2 興行を行う者は、指定興行以外の興行でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。

(平4条例19・平8条例39・一部改正)

(広告物)

- 第15条 広告主又は広告物の管理者は、第12条第1項の規定により指定された広告物(以下「指定広告物」という。)を、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布してはならない。
- 2 知事は、前項の規定に違反して指定広告物を掲出し、又は表示している広告主又は広告物の管理者に対し、当該指定広告物の撤去その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 広告主又は広告物の管理者は、指定広告物以外の広告物でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するものを、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布しないように努めなければならない。

(平4条例19・平8条例39・一部改正)

(利用カード類の販売等の禁止)

- 第15条の2 何人も、青少年に対し、利用カード類を販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によって入手させてはならない。
- 2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業に関して提供 される役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならな

V)

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の4繰上・一部改正)

(自動販売機への利用カード類の収納禁止)

- 第15条の3 利用カード類の販売を業とする者は、利用カード類を自動販売機に収納してはならない。
- 2 前項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が利用カード類を入手できないように管理されている自動販売機については、適用しない。

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の5繰上)

(自動販売機による利用カード類の販売の届出)

- 第15条の4 利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものは、自動販売機ごとに、販売を開始する日の10日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機を管理する者の氏名及び住所
- (3) 自動販売機の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 自動販売機の型式及び製造番号
- (5) 販売を開始する年月日
- (6) その他公安委員会規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち公安委員会規則で定める事項に 変更があつたときは、その日から20日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その内 容を公安委員会に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売を廃止したときは、その日から10 日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の6繰上・一部改正)

(店舗型電話異性紹介営業等に係る広告物の掲出等の制限)

- 第15条の5 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称若しくは所在地若しくは電話番号若しくは無店舗型電話異性紹介営業に係る呼称、事務所の所在地若しくは電話番号又は利用カード類を販売する場所(以下「店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等」という。)に係る広告物(公衆に頒布されるちらし及びこれに類するものを除く。以下この項において同じ。)を掲出し、又は表示してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に掲出され、又は表示される広告物(青少年の目に触れるおそれがないと認められるものに限る。)については、この限りでない。
- 2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等に係る広告物(公衆に 頒布されるちらし及びこれに類するものに限る。)を頒布してはならない。
- 3 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等を記載した文書その他の物品を公衆電話機の周囲2メートル以内の場所に置いてはならない。
- 4 警察官は、前3項の規定に違反して広告物又は文書その他の物品を掲出し、表示し、頒布し、

又は置いている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。 (平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の7繰上・一部改正)

(深夜個室カラオケ営業)

第15条の6 個室カラオケ営業(個室を設け、当該個室において客に専用機器により再生される 伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業をいう。以下同じ。)を営む者は、深夜(午後11時から翌日の日の出の時までをいう。以下同じ。)において、保護者が同伴する場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

(平 18 条例 85·追加)

(古物商等)

第15条の7 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商又は質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合その他正当な理由がある場合を除き、青少年から古物(古物営業法第2条第1項に規定する古物をいう。以下同じ。)を買い受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は物品(有価証券を含む。)を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

(平 18 条例 85・追加)

(游技機営業)

- 第16条 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、遊技機の構造及び当該遊技機による 遊技の方法からみて、当該遊技機による遊技が青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少 年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、青少年に当該遊技機による遊技を させないように努めなければならない。
- 2 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、青少年にその営業場所において遊技機による遊技のため金銭の濫費をさせないように努めなければならない。

(昭 59 条例 49·一部改正)

(旅館業等)

第17条 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業をいう。) 又は設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、これらの営業に係る施設が青少年の怠学、 怠業又は不純異性交遊の場として利用される等青少年の不健全なたまり場とならないように努め なければならない。

(昭 59 条例 49 • 一部改正)

(異性同伴施設)

第18条 主として異性を同伴する客に宿泊又は休憩をさせる営業で当該営業に係る施設又は設備が規則で定める要件を満たすものを営む者は、客の見やすい場所に青少年の立入りを禁止する旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(平8条例39・一部改正)

(深夜興行等)

第19条 興行を行う者又は設備を設けて客に遊技若しくはスポーツをさせる営業(個室カラオケ営業を除く。)を営む者は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(昭 59 条例 49・平 18 条例 85・一部改正)

(適用除外)

- 第20条 第13条第2項若しくは第3項、第13条の2第2項若しくは第3項、第14条、第16条 又は第17条の規定は、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、法第2条第11項に規定する特定遊興 飲食店営業(以下「特定遊興飲食店営業」という。)又は設備を設けて客に飲食をさせる営業 (風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。以下同 じ。)を営む者が法第22条第1項第5号(法第31条の23及び第32条第3項において準用する 場合を含む。)又は第28条第12項第4号の規定に違反する行為に引き続いてその営業場所にお いて行う青少年に対する指定図書類等の販売等の行為については、適用しない。
- 2 第13条第2項若しくは第3項、第13条の2第2項から第4項まで、第15条、第15条の6、第18条又は前条の規定は、風俗営業、法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者が行う法第16条、第22条第1項第5号(法第31条の23及び第32条第3項において準用する場合を含む。)、第28条第5項若しくは第8項(これらの規定を法第31条の3第1項、第31条の8第1項、第31条の13第1項及び第31条の18第1項において準用する場合を含む。)、第10項(法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)、第10項(法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)者しくは第12項第4号又は第31条の3第3項第2号の規定に違反する行為については、適用しない。

(昭 59 条例 49・追加、平 4 条例 19・旧第 19 条の 2 繰下、平 8 条例 39・平 10 条例 60・平 14 条例 48・平 18 条例 85・平 28 条例 25・一部改正)

(自主規制)

- 第21条 第13条第3項から第5項まで、第13条の2第3項及び第4項、第13条の3第5項、第13条の5第2項、第14条第2項、第15条第3項並びに第16条から第19条までの規定(以下「自主規制に関する規定」という。)に従つて自主規制に努める者は、当該自主規制に当たつて互いに協力するように努めなければならない。
- 2 前項に規定する者の団体は、自主規制についての具体策を定め、その内容を構成員に周知徹底 させるとともに、知事に報告するように努めなければならない。
- 3 知事は、自主規制に関する規定に従った自主規制に努めていない者及びその団体に対し、自主規制に努めるよう要請することができる。

(平4条例19・平8条例39・平20条例59・一部改正)

(インターネットの利用環境の整備)

- 第 21 条の 2 保護者及び学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者は、有害情報 (インターネットの利用によつて得られる情報でその内容が第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。
- 2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を

青少年の利用に供するに当たつては、有害情報の受信を制限する機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

3 インターネットを利用することができる端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないようにするため必要な情報を提供するように努めなければならない。

(平 18 条例 85·追加)

第4章 行為の規制等

(淫行又はわいせつ行為の禁止)

- 第22条 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。
- 2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供又は周旋の禁止)

- 第23条 何人も、青少年が次に掲げる行為をすることを知つてこれらの行為が行われる場所を提供し、又は周旋してはならない。
- (1) 淫行又はわいせつ行為
- (2) 大麻の使用
- (3) 催眠、鎮痛又は鎮咳の作用を有する医薬品をみだりに使用すること。
- (4) 飲酒又は喫煙

(深夜外出)

- 第24条 保護者は、深夜において、みだりに青少年を外出させないように努めなければならない。
- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(平 18 条例 85·一部改正)

第5章 推奨等

(推奨)

第25条 知事は、書籍、映画、演劇、団体の行う活動等でその内容が青少年の健全な育成にとつ て特に有益であると認められるものを、審議会の意見を聴いた上、推奨することができる。 (平8条例39・一部改正)

(表彰)

- 第26条 知事は、次に掲げるものを、審議会の意見を聴いた上、表彰することができる。
- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年又はその団体でその行動又は活動が他の模範になると認められるもの

(推奨等の申出)

第27条 何人も、知事に対し、第25条の規定による推奨又は前条の規定による表彰を行うよう申 し出ることができる。

第6章 雑則

(保護)

第28条 何人も、青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがある事実を発見したとき は、保護者、関係機関等に通報する等青少年を保護するため必要な措置を講ずるように努めなけ ればならない。

(報告及び立入調査)

- 第28条の2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、報告若しく は資料の提出をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは営業所若しくは図書類若し くは特定がん具類に係る自動販売機等が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させ ることができる。
- (1) 図書類、特定がん具類又は危険器具の販売又は貸付けを業とする者
- (2) 興行を行う者
- (3) 広告主又は広告物の管理者
- (4) 個室カラオケ営業を営む者
- (5) 第15条の7に規定する古物商又は質屋
- 2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード類の販売を業とする者に対し、報告若しくは資料の提出をさせ、又は警察職員に、利用カード類の販売を業とする者の事務所若しくは営業所若しくは利用カード類に係る自動販売機が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査をする職員又は警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平4条例19・追加、平8条例39・平14条例48・平18条例85・平20条例59・一部改正)

(施行事項)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。 (平8条例39・一部改正)

第7章 罰則

- 第30条 第22条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 第22条第2項又は第23条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に 処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第13条第2項、第13条の2第2項、第13条の3第1項、第13条の5第1項、第15条の 2、第15条の3第1項又は第15条の6の規定に違反した者

- (2) 第 13 条の 4 第 1 項又は第 15 条の 4 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした 素
- (3) 第15条の5第4項の規定による命令に違反した者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第13条の3第3項又は第15条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第13条の4第2項若しくは第3項又は第15条の4第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第13条の4第4項、第14条第1項、第15条の7又は第24条第2項の規定に違反した者
- (4) 第15条第1項の規定に違反して指定広告物を青少年に頒布した者
- (5) 第28条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくはこれらの規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(平4条例19・平8条例39・平14条例48・平18条例85・平20条例59・一部改正)
- 第31条 前条第1項及び第2項に規定する者は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。ただし、青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

(平4条例19・平8条例39・平14条例48・一部改正)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第30条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平8条例39・平14条例48・一部改正)

第33条 第30条又は前条の規定は、第30条の違反行為があった時に青少年であった者については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(青森県附属機関に関する条例の一部改正)

2 青森県附属機関に関する条例(昭和36年1月青森県条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年9月青森県条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年9月青森県条例第43号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (昭和59年条例第49号)

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(平成4年条例第19号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第39号)

- 1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、公布の日から 施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の青森県青少年健全育成条例第13条第5項の規定によりなされた 指定図書類の撤去の命令は、改正後の青森県青少年健全育成条例(以下「改正後の条例」とい う。)第13条の3第3項の規定によりなされた指定図書類等の撤去の命令とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第11条第2項第1号に規定する図書類(以下「図書類」という。)又は同項第2号に規定する特定がん具類(以下「特定がん具類」という。)の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしているものは、改正後の条例第13条の4第1項に規定する図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをようとするものとみなして、同項(同項に係る罰則を含む。)の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の10日前までに」とあるのは「平成9年1月31日までに」と、「次に」とあるのは「第1号から第4号まで及び第6号に」とする。
- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から10日を経過する日までに図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものに関する改正後の条例第13条の4第1項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する日の10日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第11条第2項第5号に規定するテレホンクラブ等営業 (以下「テレホンクラブ等営業」という。)を営んでいる者は、改正後の条例第15条の2第1項に 規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項(同項に係る罰則を含む。)の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の10日前までに」とあるのは「平成9年1月31日までに」と、「次に」とあるのは「第1号から第3号まで、第5号及び第6号に」とする。
- 6 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第15条の2第1項の規定による届出を した者で改正後の条例第15条の3第1項に規定する区域内でテレホンクラブ等営業を営んでい るものの当該テレホンクラブ等営業については、施行日から2年を経過する日までの間は、同項 の規定は、適用しない。
- 7 施行日から 10 日を経過する日までにテレホンクラブ等営業を営もうとする者に関する改正後の条例第 15 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「営業を開始する日の 10 日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 8 この条例の施行の際現に改正後の条例第11条第2項第6号に規定する利用カード類(以下「利用カード類」という。)の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしているものは、改正後の条例第15条の6第1項に規定する利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものとみなして、同項(同項に係る罰則を含

- む。)の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の 10 日前までに」とあるのは「平成 9 年 1 月 31 日までに」と、「次に」とあるのは「第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に」とする。
- 9 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第15条の6第1項の規定による届出に 係る自動販売機については、施行日から3月を経過する日までの間は、改正後の条例第15条の 5第1項の規定は、適用しない。
- 10 施行日から 10 日を経過する日までに利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものに関する改正後の条例第 15 条の 6 第 1 項の規定の適用については、同項中「販売を開始する日の 10 日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 11 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されている改正後の条例第 15 条の 7 第 1 項に規 定するテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から 3 月を経過する日 までの間は、同項の規定は、適用しない。

附 則 (平成 10 年条例第 60 号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第48号)

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成 11年法律第52号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成11年11月1日)

附 則 (平成11年条例第59号) 抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成 14 年条例第 48 号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成 18 年条例第 85 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 3 項の改正規定及び第 20 条の改正規定 (「第 15 条の下に「、第 15 条の 6」を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 59 号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第25号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。